

2023年5月16日 経済産業省発表 磁石製娯楽用品「マグネットセット」の販売規制について

5月16日に経済産業省より、「子供の安全のため玩具への新たな規制が導入されます」と題し「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令が閣議決定されました」という発表がありました。当該規制の対象となった商品の名称は「マグネットセット」であり、当社が輸入している《マグネットポリドロン》《マグネットポリドロン メガクリスタル》とは、全く異なる商品で当該法令の対象外です。しかし商品名が類似しているため、製造元であるポリドロン社に安全性について問い合わせた所、以下のような回答を得ました。

ポリドロン社は、マグネットポリドロンに内蔵されている磁石が本体に安全に固定され、かつ通常の使用の元では外に出ない、という強度において度々試験を行っています。

この商品を初めて製品化してから15年間、一度も不具合が起こったことはありません。会社の歴史としても、子ども達にケガを負わせるような事故は起きたことはありません。安全を何より優先しています。

ポリドロンの商品は、国際的なおもちゃの安全基準で試験を行っています。

マグネットポリドロンには、3歳以上が対象であることは外箱に記載しています。

使用している磁石は、ネオジウム磁石(N42)、磁束密度 2300 ガウスです。

マグネットポリドロンは、アメリカでは CPSIA*、EU 諸国では EN71*の試験をしており、それ以外の地域においては、販売をしているそれぞれの国の安全基準に一致しております。商品は可能な限り安全であり、この点においてはポリドロン社として全く妥協は致しません。

*アメリカでは CPSIA(Consumer Product Safety Improvement Act:消費者製品安全性改善法)により、子ども用おもちゃ及び育児用品(12才以下の子ども対象)に含まれる鉛、及びフタル酸エステルが規制されています。

*「EN71(Safety of toys:玩具の安全性)」は、Part 1~Part 13に分類しており、Part 3は、「特定元素の移行(Migration of Certain Elements)」として、玩具中の重金属類が、接触や誤飲により健康に影響を与えるレベルで含まれているか否かを調べる溶出試験です。

<安全に遊んで頂く為のお願い>

日本においては食品衛生法に基づく検査をしております。より安全に遊んでいただくために、以下のような取り扱い説明書(注意喚起文)を商品に添付しています。

保護者の方へ 必ずお読みください。後で参照できるように保管してください。

「マグネットポリドロン」「マグネットポリドロン メガクリスタル」

安全に遊んでいただく為のお願い

- ・誤飲、窒息の危険がありますので、3歳未満のお子様には絶対に与えないでください。
- ・本体が壊れる原因となりますので、投げたり、ぶつけたり、踏みつけたりしないでください。
- ・必ず保護者の目の届くところで遊ばせてください。
- ・アルコールやシンナーを含む薬品、及び洗剤を使って拭かないでください。また水場や砂場での使用もおやめください。本体の内部に入ると、壊れる恐れがあります。汚れが気になった場合は、乾いた清潔な布で拭いてください。
- ・高温や低温、及び直射日光のあたる場所での使用、保管はしないでください。
- ・本体にヒビなど入っていないかを、定期的を確認してください。
- ・磁石を内蔵した製品です。人体に磁石がくっついたり、人体内部の金属物に付着したりすると、重傷を負う可能性があります。誤って磁石を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受け、指示に従ってください。
*使用している磁石:ネオジウム磁石(N42) 磁束密度 2300 ガウス
- ・携帯電話、テレビ画面、時計、パソコン、ハードディスクドライブ、磁気カードなどの磁気に影響を受けやすい物から離れた場所で使用してください。近づけると故障の原因となる可能性があります。